

障害者自立支援法の一部の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第48号

障害者自立支援法の一部の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第1条 京都市児童福祉法等施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業」を「障害者自立支援法第5条第17項に規定する相談支援事業」に改め、同条第2項第1号を削り、同項第2号中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に、「児童居宅介護」を「障害者自立支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号及び第4号を削り、同項中第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げ、同項第10号中「(法第21条の6第3項に規定する業者に委託しないで補装具の交付又は修理を行った場合における当該措置に要する費用に限る。)、同条第2号に規定する費用」を削り、「第3号」を「同条第2号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第11号中「第51条第4号及び第4号の2」を「第51条第3号及び第4号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第12号を同項第9号とする。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第7条第1項中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同条第3項中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

第1号様式（裏面）及び第2号様式（裏面）中「第51条第3号」を「第51条第2号」に、「第51条第4号及び第4号の2」を「第51条第3号及び第4号」に改

める。

第3号様式及び第4号様式を次のように改める。

第3号様式及び第4号様式 削除

(京都市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第2条 京都市身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第9条」を「第7条」に、「第10条」を「第8条」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改め、同条第1号中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め、同条第4号から第8号までを削り、同条第9号中「第18条第1項及び第3項」を「第18条」に改め、同号を同条第4号とし、同条第10号及び第11号を削り、同条第12号を同条第5号とし、同条第13号中「負担命令及び」を削り、同号を同条第6号とする。

第7条を削る。

第8条中「第18条第1項若しくは第3項」を「第18条」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削る。

第10条中「この規則において別に定めることとされている事項及び」を削り、第3章中同条を第8条とする。

第3号様式を削る。

(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部改正)

第3条 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに第51条第2号」を削り、「第51条第3号」を「第51条第2号」に、「第51条第4号及び第4号の2」を「第51条第3号及び第4号」に改める。

第3条の2第1項中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改める。

附則第2項中「会館において」の右に「障害者自立支援法附則第25条の規定による改正前の」を加える。

別表第3備考9及び別表第4備考2中「第27条第2項」を「第7条第6項」に改める。

別表第5備考以外の部分中「、行動援護及び外出介護」を「及び行動援護」に改め、同表備考5中「及び外出介護」を削り、同表備考7を削り、同表備考8中「第21条の25第1項」を「第21条の6」に改め、同備考8を同備考7とし、同備考9を同備考8とする。

(京都市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第4条 京都市身体障害者福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第4条 条例第6条第2項第2号に規定する別に定める額は、障害者自立支援法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者に係る同法第5条第6項に規定する生活介護を行う事業に関し同法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

(京都市知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第5条 京都市知的障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

目次中「第10条」を「第8条」に、「第11条～第13条」を「第9条～第11条」に改める。

第2条第1号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改め、同条第2号から第6号までを削り、同条第7号中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同号を同条第2号とし、同条第8号を同条第3号とする。

第3条中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に改め、同条を第4条とする。

第7条第1項中「第39条」を「第1条」に、「第2号様式」を「第1号様式」に改め、同条を第5条とする。

第8条第1項中「第3号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項中「第4号様式」を「第3号様式」に改め、同条第3項中「第5号様式」を「第4号様式」に改め、同条を第6条とする。

第9条第1項中「第6号様式」を「第5号様式」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「第7号様式」を「第6号様式」に改め、同条を第7条とする。

第10条を第8条とする。

第3章中第11条を第9条とし、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式中「第7条関係」を「第5条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第39条」を「第1条」に改め、同様式を第1号様式とする。

第3号様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第8条第1項」を「第6条第1項」に改め、同様式を第2号様式とする。

第4号様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第5号様式中「第8条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

第6号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式中「第9条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第6号様式とする。

(京都市知的障害者措置費徴収規則の一部改正)

第6条 京都市知的障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第2項本文中「第15条の3第1項」を「第15条の4」に改める。

附則第2項を削る。

附則第3項表以外の部分中「附則第3項」を「附則第2項」に改め、同項の表中

知的障害者更生施設	障害者自立支援法附則第58条第1項の規定（以下「経過規定」という。）によりなお従前の例により運営される知的障害者更生施設
知的障害者授産施設	経過規定によりなお従前の例により運営される知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮	経過規定によりなお従前の例により運営される知的障害者通勤寮

に改め、同項を附則第2項とする。

別表第1備考以外の部分中「、行動援護及び外出介護」を「及び行動援護」に改め、

障害者デイサービス(1日当たりの額)	短期入所(1日当たりの額)
--------------------	---------------

短期入所(1日当たりの額)
---------------

額)	
0 円	0 円
0	0
100	100
200	200
300	300
400	400
500	600
700	1,000
1,000	1,400
1,300	1,800
1,700	2,300
2,100	2,800
2,500	3,400
3,000	4,100
3,500	4,800
4,000	5,500
4,600	6,400
措置費の支弁額	措置費の支弁額

を

0 円
0
100
200
300
400
600
1,000
1,400
1,800
2,300
2,800
3,400
4,100
4,800
5,500
6,400
措置費の支弁額

に改め、同表

備考5中「及び外出介護」を削り、同表備考6を削る。

(京都市醍醐和光寮条例施行規則の一部改正)

第7条 京都市醍醐和光寮条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(使用料)

第2条 条例第5条第2項第1号に規定する別に定める額は、児童福祉法施行令第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

2 条例第5条第2項第2号及び第3号に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

3 条例第5条第2項第4号に規定する別に定める額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第2条関係)

区 分		使 用 時 間	使 用 料
障 害 児	区 分 1	4 時 間 未 満	996
		4 時 間 以 上 8 時 間 未 満	1,992
		8 時 間 以 上	2,989
	区 分 2	4 時 間 未 満	1,685
		4 時 間 以 上 8 時 間 未 満	3,370
		8 時 間 以 上	5,056
	区 分 3	4 時 間 未 満	1,876
		4 時 間 以 上 8 時 間 未 満	3,763
		8 時 間 以 上	5,639

知的障害者	4 時 間 未 満	1, 8 7 6
	4 時 間 以 上 8 時 間 未 満	3, 7 6 3
	8 時 間 以 上	5, 0 5 6

備考 障害児の区分は、障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準において同法第5条第8項に規定する短期入所に関し障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分の例による。

(京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正)

第8条 京都市身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第1項に規定する別に定める額は、障害者自立支援法施行令第21条の3第1項に規定する食費等の基準費用額に相当する額とする。

(京都市児童福祉センター条例施行規則の一部改正)

第9条 京都市児童福祉センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改め、同条第2項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

(京都市身体障害者措置費徴収規則の一部改正)

第10条 京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条第1項又は第3項」を「第18条」に改める。

第2条第2項本文中「法第18条第3項」を「同条第2項」に改める。

附則第2項の表中

	障害者自立支援法附則第41
--	---------------



身体障害者更生施設
身体障害者授産施設
身体障害者療護施設

を

条第1項の規定（以下「経過規定」という。）によりなお従前の例により運営される身体障害者更生施設
経過規定によりなお従前の例により運営される身体障害者授産施設
経過規定によりなお従前の例により運営される身体障害者療護施設

に改める。

附則第3項を削る。

別表第1備考以外の部分中「, 行動援護及び外出介護」を「及び行動援護」に改め,

障害者デイサービス(1日当たりの額)	短期入所(1日当たりの額)
0 円	0 円
0	0
100	100
200	200

短期入所(1日当たりの額)
0 円
0
100
200

300	300
400	400
500	600
700	1,000
1,000	1,400
1,300	1,800
1,700	2,300
2,100	2,800
2,500	3,400
3,000	4,100
3,500	4,800
4,000	5,500
4,600	6,400
措置費の支弁額	措置費の支弁額

を

300
400
600
1,000
1,400
1,800
2,300
2,800
3,400
4,100
4,800
5,500
6,400
措置費の支弁額

に改め、同表

備考5を削る。

(京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部改正)

第11条 京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第6条第2項第2号」を「第6条第2項第1号及び第2号並びに第13条第2項第1号及び第2号」に、「身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項」を「障害者自立支援法施行令第21条の3第1項」に改め、同条第2項を次のよ

うに改める。

2 条例第13条第2項第3号に規定する別に定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 利用時間が4時間未満である場合 1, 876円
- (2) 利用時間が4時間以上8時間未満である場合 3, 763円
- (3) 利用時間が8時間以上である場合 5, 056円

(京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部改正)

第12条 京都市こころの健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

(京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第13条 京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスに係る介護給付費」を「第5条第6項に規定する生活介護又は同条第13項に規定する自立訓練に係る介護給付費又は訓練等給付費」に改める。

第4条本文中「身体障害者デイサービス」を「生活介護又は自立訓練」に改める。

(京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部改正)

第14条 京都市特別養護老人ホーム条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条中「身体障害者福祉法施行令第17条の5第1項」を「障害者自立支援法施行令第21条の3第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害企画課及び同部障害保健福祉課)